

## 9 災害救助法に関する資料

### 9-1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段——厚生大臣に協議が必要】

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合

【法施行令第1条第1項第4号——厚生大臣に協議が必要】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ①半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。  
 ②床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

【平成27年3月1日現在】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	現に被害を受けまたは被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額で加算できる。	災害発生の日から7日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	1 費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り 平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当り 2,433,000円以内 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。	災害発生の日から20日以内着工 ※但し厚生大臣の承認により着工期間の延長あり	1 基準面積は平均1戸当り29.7㎡であればよい。また、実情に応じ市町村間によって設置戸数の融通ができる。 2 供与期間 2年以内 3 府外からの輸送費は別枠とする。								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当り 1,200円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)流出床上浸水等により生活上必要な被服寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物支給に限ること。								
					区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに 加 算	
					全壊(焼)	夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200円
					流失	冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300円
					半壊(焼)	夏	5,600	7,500	11,200	13,700	17,500	2,400円
床上浸水	冬	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300円					

救助の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院または診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者...協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班などによる場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分娩した日から7日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 519,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から（教科書） 1カ月以内  （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12才以上） 193,000円以内 小人（12才未満） 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	1 運送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。 (埋葬を除く。)	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできないもの	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内 ※但し厚生大臣の承認により期間の延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	
実費 弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健婦、助産婦、看護婦 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤手当及び旅費は別途に定める額

## 9-2 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（S43.6.14 内閣総理大臣官房審議室長通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 全壊 全焼 全流出	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
住家の 半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。